

台風時等における研修会等の対応について

西三河公立小中学校事務職員研究会

	研修会等の開催			研修会等当日		通常の役員会・部会・理事会
	判断基準	会員対応	部員対応	役員会の開催	部会の開催	
開催日の早朝より「特別警報・暴風警報・暴風雪警報」が発令されている場合	午前10時30分までに解除されない場合は中止とする。	午前10時30分以降速やかに、HP「西三J-net」に「研修会等の中止」を掲載する。(事務支援部) 県端末メールにて全会員へ連絡を入れる。(研究研修部担当副会長)	各部長より部員に連絡を回す。	午前の開催予定で、開始2時間前までに解除された場合は、予定時刻に開催する。 午前10時30分までに解除されない場合は中止とする。 午前10時30分までに解除された場合は、午後0時30分に集合する。	午前の開催予定で、開始2時間前までに解除された場合は、予定時刻に開催する。 午前10時30分までに解除されない場合は中止とする。 午前10時30分までに解除された場合は、午後0時30分に集合する。	役員会の開始2時間前までに解除された場合は、予定時刻に開催する。 (開始2時間前以降に解除された場合は中止となる) 県端末メールにて理事・監査、部員に連絡を入れる。(書記⇒役員・理事・監査、部長⇒部員)
開催日の朝は「特別警報・暴風警報・暴風雪警報」は発令されていないが、その日のうちに警報の発令が予想される場合	午前9時30分までに役員で協議し、開催または中止の決定をする。	午前10時までにHP「西三J-net」に「研修会中止」または「開催予定」等を掲載する。(事務支援部) 県端末メールにて全会員へ連絡を入れる。(研究研修部担当副会長)	各部長より部員に連絡を回す。 ・各部の連絡体制の事務支援部は可能な範囲でHP掲載の体制をとる。	午前9時30分以降開催の場合、午前9時30分までに役員で協議し、開催または中止の決定をする。 すでに役員会が開催されていて「研修会中止」となった場合は、役員会の終了時刻を早めるなどの措置をとる。	午前9時30分以降開催の場合、午前9時30分までに役員で協議し、開催または中止の決定をする。 すでに部会が開催されていて「研修会中止」となった場合は、部会の終了時刻を早めるなどの措置をとる。	役員会の開始2時間30分前までに役員で協議し、2時間前までに理事・監査、あるいは部員に連絡が回るようにする。 県端末メールにて理事・監査、部員に連絡を入れる。(書記⇒役員・理事・監査、部長⇒部員)

※ここでの「特別警報・暴風警報・暴風雪警報」発令地区は、「愛知県全域」・「愛知県西部」・「西三河南部」・「岡崎・碧南・刈谷・安城・西尾・知立・高浜・幸田のいずれかの市町」とする。

※南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、震度5弱以上の地震が発生したときや津波警報が発表されたときは、研修会等を中止する。これ以外の状況の場合にはHP「西三J-net (トップページ)」への掲載と県端末メールで「中止」か「開催予定」かの連絡を流す。

○西三J-net 掲載；事務支援部PR企画班 ○県端末メール連絡 ・研修会等；研究研修部担当副会長 ・役員会等；書記・部長